

<修正>

修正案	現行
<p>小金井市民は、直接選挙によって、<u>市議会議員と市長を市民の代表として選出</u>しています。市長は独任制の執行機関であり、議会は合議制の議決機関です。</p> <p>議会と市長は、<u>それぞれが、二元代表制に基づき、</u>対等な関係に立ち、互いの役割を發揮し、市民福祉の向上のために市政運営に取り組む責務を負っています。</p> <p>議会にとって重要な機能の一つは、多様な民意を持ち寄って、公開の場で議論を尽くすことにより、市長の<u>行政執行及び市政課題</u>について、その論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。</p> <p>それらを実現するために、小金井市議会は、<u>これまで市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑を保障する議会、全議員に対等平等な議会等</u>を目指し、議会改革に努めてきました。</p> <p><u>地方分権の進展に伴い、</u>地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会は、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化するとともに、議会の情報公開と市民参加を<u>推進</u>し、説明責任を果たすことが求められています。</p> <p>議会は、以上述べた<u>議会の</u>役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、ここに<u>議会の</u>最高規範としてこの条例を制定するものです。</p>	<p>小金井市民は、直接選挙によって、小金井市議会の議員と小金井市長をそれぞれ選出しています。市長は独任制の執行機関であり、議会は合議制の議決機関です。</p> <p>議会と市長は、それぞれが市民の代表である二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を發揮し、市民福祉の向上のために市政運営に取り組む責務を負っています。</p> <p>議会にとって重要な機能の一つは、多様な民意を持ち寄って、公開の場で議論を尽くすことにより、市長の行政執行を始めとする市政全般について、その論点・争点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。</p> <p>小金井市議会は、市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑を保障する議会、少数会派の活動を保障する議会などを目指し、日々議会改革に努めてきました。</p> <p>しかし、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会は、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化するとともに、議会の情報公開と市民参加を拡大し、説明責任を果たすことが求められています。</p> <p>議会は、以上述べた市議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、ここに小金井市議会の最高規範としてこの条例を制定するものです。</p>